

平成28年度さぬき市教育委員会第11回定例会会議録

| | | | | |
|------------------|---|--|--|------|
| 1 日 時 | 平成29年2月10日(金) 開 会 午後2時00分 閉 会 午後4時06分 | | | |
| 2 場 所 | さぬき市役所本庁303会議室 | | | |
| 3 出席状況 | 出席委員 | 教育長 | 安藤 正倫 | |
| | | 委員 | 細川 哲士 徳田 二三男 日向 和加子 得丸 慶子 岡 裕子 | |
| | 欠席委員 | | なし | |
| | 事務局 | 教育部長 | 間島 憲仁 | |
| | | 教育総務課長 | 中川 勝幸 | |
| | | 学校教育課長 | 谷 訓昌 | |
| | | 生涯学習課長 | 間嶋 文一 | |
| | | 学校再編対策室長 | 石原 裕二 | |
| | | 幼保連携推進室長 | 富田 克美 | |
| | | 教育総務課副主幹 | 富田 和希(会議録作成者) | |
| 教育総務課主査 | 佐藤 理絵(会議録作成者) | | | |
| その他説明等のため出席した者 | | なし | | |
| 4 会議に付した議案及び審議結果 | | | | |
| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 審議結果 | 公開状況 |
| 日程第1 | | 会期の決定について | — | 公開 |
| 日程第2 | | 会議録署名委員の指名について | — | 公開 |
| 日程第3 | | 平成28年度さぬき市教育委員会第10回定例会会議録の承認について | 原案承認 | 公開 |
| 日程第4 | | 教育長の報告 | — | 公開 |
| 日程第5 | 議案第35号 | 地方自治法180条の7の規定に基づく協議について | 原案可決 | 公開 |
| 日程第6 | 協議第3号 | さぬき市奨学金の在り方について | 継続協議 | 公開 |
| 日程第7 | 議案第36号 | 平成29年さぬき市議会第1回定例会に提案する教育委員会関係予算議案(平成29年度さぬき市一般会計予算)の意見について | 原案可決 | 非公開 |
| 日程第8 | 議案第37号 | 平成29年さぬき市議会第1回定例会に提案する教育委員会関係条例改正議案の意見について | 原案可決 | 非公開 |
| 資料説明 | | | | |
| 5 会議録署名委員 | 安藤 正倫、岡 裕子 | | | |
| 6 特記事項 | なし | | | |

| | |
|---------------------------------------|--|
| 7 会議内容 | |
| 開 会 | |
| 教育総務課長 | 定刻が参りましたので、平成28年度さぬき市教育委員会第11回定例会を開会したいと思います。開会に当たり、教育長から御挨拶をお願いします。 |
| 教育長 | (あいさつ) それでは、開会します。 まず、傍聴申請について、教育総務課長に報告させます。 |
| 教育総務課長 | 傍聴申請は、ありません。 |
| | ここで、議案第36号「平成29年さぬき市議会第1回定例会に提案する教育委員会関係予算議案(平成29年度さぬき市一般会計予算)の意見について」及び議案第37号「平成29年さぬき市議会第1回定例会に提案する教育委員会関係条例改正議案の意見について」は、市の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議に関する事案でありますので、非公開とすべきと思います。 では、お諮りします。 議案第36号及び議案第37号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに同意することに御異議ありませんか。 |
| 各委員 | 異議なし |
| 教育長 | 異議なしと認めます。よって、議案第36号及び議案第37号の審議は、非公開で行います。 それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。 この議事日程について、御異議ありませんか。 |
| 各委員 | 異議なし |
| 教育長 | 異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のとおりとします。 |
| 日程第1 会期の決定について | |
| 教育長 | 日程第1「会期の決定について」に入ります。 本会議の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 |
| 各委員 | 異議なし |
| 教育長 | 異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日1日限りとします。 |
| 日程第2 会議録署名委員の指名について | |
| 教育長 | 日程第2「会議録署名委員の指名について」に移ります。 さぬき市教育委員会会議規則第9条第3項の規定に基づき、本会議の会議録署名委員に岡委員を指名します。よろしくをお願いします。 |
| 日程第3 平成28年度さぬき市教育委員会第10回定例会会議録の承認について | |

| | |
|--------------------|--|
| 教育長 | 日程第3「平成28年度さぬき市教育委員会第10回定例会会議録の承認について」を上程します。会議録について、事務局に説明させます。 |
| 教育総務課長 | (会議録の説明) |
| 教育長 | ただ今の説明について、御質問等がありましたら順次発言をお願いします。 |
| 教育長 | 御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 |
| 各委員 | 異議なし |
| 教育長 | 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。 |
| 日程第4 教育長の報告 | |
| 教育長 | 日程第4「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局に読み上げさせます。 |
| 教育部長 | 報告事項1 教育施設整備工事等請負契約の締結について (平成29年1月24日から2月9日までの間に締結した教育施設整備工事等の請負契約について報告した。) 報告事項2 臨時職員の採用について (前回報告後の臨時職員の採用について報告した。) 報告事項3 教育委員会業務報告 (前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。) |
| 教育長 | ただ今の報告について御質問等がありましたら、順次発言をお願いします。 |
| 委員 | 学校支援ボランティア養成講座とあるのは、参加者は何人でしたか。 |
| 生涯学習課長 | 参加者は約80人でした。ちなみに、9団体の事例報告を行いました。 |
| 委員 | さぬき市倫理法人会平成29年経営講演会とある倫理法人会とは、どのような団体ですか。 |
| 教育長 | 倫理法人会は、一般社団法人倫理研究所を母体とする経営者の会です。講演会では、一般社団法人倫理研究所から講師を迎えた講演や「活力朝礼」という朝礼の実演がありました。 |
| 委員 | 直島小学校での英語教育の視察とあるのは、どのような内容でしたか。 |
| 教育長 | 前回定例会で説明したように、平成29年度から津田小をモデル校としたパイロット的な事業を予定しています。県内では直島町が20年以上前から熱心に英語教育に取り組んでいることから、その方法や取り組む際の注意点や系統性などを学ぶため、事務局、津田小の教員など6名で視察に行きました。直島小では、教育長、校長、教頭、取組開始時から携わっている町職員から話を聞くことができました。刺激を受けた津田小の教員からは、大変意欲的な感想が聞かれました。ただ、慌てて物事を進めても良いことはないことを学んだので、こつこつと推進していきたいと考えています。 |
| 委員 | 志度中学校の市教委訪問とあるのは、2回目だと思いますが、どのような経緯によるものですか。 |
| 教育長 | 直前に志度小を訪問したことから、その際の話題を踏まえて改めて志度中を訪問したものです。また、中学校では3学期の2月という時期にはどのような |

| | |
|---|---|
| | 授業を行っているかということを見ました。授業を行っているクラスは少なく、問題集を解くことで復習を行っているクラスがほとんどでした。このことが、どれほど学力の定着につながっているのか、1年間のまとめとして最適なのかということについて、園長校長研修会の機会に投げ掛けたいと考えています。 |
| 委員 | 少人数加配に係る校長ヒアリングについて、今年度と比較して新たな要望などはありましたか。 |
| 教育長 | このヒアリングには、県教委の義務教育課と東部教育事務所からも、それぞれ1名ずつ出席し、現状と成果、来年度に向けた方針とそれに必要な人員について聴き取りました。多くの校長が、現状の配置が維持できれば、学校経営が成立し、学校の教育力を一定程度保持することができるという意見でした。ただ、少子化の流れの中で、文科省も教職員定数に係る予算確保に苦慮しているので、場合によっては配置が減る可能性もあるのではないかと不安に思っています。 |
| 委員 | 香川県教職員連盟大川支部人事要望とあるのは、どのような内容でしたか。 |
| 教育長 | 男女の比率や年齢のバランスを考慮した人事配置に関する要望がありましたが、そもそも30代、40代の教員が少なく、更に男性が少ないので、要望に応えることが極めて困難な状況にあります。 また、近年は、徳島県から通勤する者が増えていることを踏まえ、勤務地が近くになるよう考慮してほしいとの要望もありましたが、その場合、事実上、東かがわ市の引田小学校・中学校に固定されることになり、要望に応えることは現実的ではありません。さらに、中学校では、教科担任制であるので、東讃地域に適任者がいない場合は、例えば坂出市の者を配置するしかありません。 |
| 教育長 | 他に御質問、御意見等はありませんか。 |
| 教育長 | 御質問等がないようですので、次に移ります。 |
| 日程第5 議案第35号 地方自治法180条の7の規定に基づく協議について | |
| 教育長 | 日程第5、議案第35号「地方自治法180条の7の規定に基づく協議について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。 |
| 学校教育課長 | (議案の説明) |
| 教育長 | 本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。 |
| 委員 | この協議が整った場合、学校教育課で人権教育を担当している現在の職員は、人権推進課で執務することになるものですか。 |
| 学校教育課長 | 職員の執務場所については、幼保連携推進室での幼稚園に関する事務のように、職員を特定の場所に固めて執務させることも検討しましたが、教育委員会事務局の執務場所に人権教育の実務を担う職員が1人もいないということは、学校との連絡調整や教職員に対する研修を行うに当たり効率的ではないことから、外見上の職員の配置、執務場所は、現在と変わりありません。また、人権推進課に補助執行させる事務の一部を教育委員会事務局の執務場所で行う学校教育課の職員は、引き続き人権推進課との併任になります。 |

| | |
|----------------------------|---|
| 委員 | 指導及び助言に関し、学校指導係に属するものは除くとありますが、人権推進課の職員が学校で指導や助言を行うことはできますか。 |
| 学校教育課長 | できることを想定しています。学校指導係に属するものは除くとあるのは、主任指導主事が現に担っている学校における道徳をはじめとする人権教育に関する業務は、引き続き主任指導主事が行うという趣旨です。 |
| 教育部長 | 本件は、学校指導係に属するものを除く人権・同和教育に関する事務については、教育委員会が権限と最終的な責任を有したまま人権推進課に補助執行させるものとしつつ、渡した事務のうち学校への連絡など一部の事務については、人権推進課の併任辞令を受けた学校教育課の職員が、学校教育課の執務場所のまま人権推進課の職員として当該補助執行すべき事務を行うという仕組みを手続的に整えようとするもので、実態が変わるものではありません。 |
| 委員 | 具体的に質問すると、これからは、夏に開催しているさぬき市人権・同和教育研究大会に関する事務を人権推進課が行うようになるのですか。 |
| 学校教育課長 | この研究大会を共催するさぬき市人権・同和教育研究協議会については、既にその規約で事務局を人権推進課に置くとされています。また、この研究大会に係る事務は、現在においても人権推進課の併任辞令を受けた学校教育課の職員が学校教育課の執務場所において人権推進課の職員として事務を行っています。この体制は、これからも変わりません。 |
| 委員 | 本件に関しては、人員や人件費の削減がねらいとしてあるのではないかと思います。 |
| 学校教育課長 | 今回の仕組みの見直しの中では、人員配置に関し、事務を人権推進課と学校教育課とが分けて担い、それぞれにおいて予算を執行する体制についての議論もありましたが、平成22年の組織機構改革における組織のスリム化という理念に反することは、市全体の姿勢として好ましくないと考えたことから、引き続き一方が主軸となり両課が連携を図りながら事業を行うことが効率的で効果的であると判断したものです。 |
| 教育長 | 御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。 |
| 各委員 | 異議なし |
| 教育長 | 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。 |
| 日程第6 協議第3号 さぬき市奨学金の在り方について | |
| 教育長 | 日程第6、協議第3号「さぬき市奨学金の在り方について」を議題とします。議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。 |
| 教育総務課長 | (協議すべき内容の説明) |
| 教育長 | 本案について、御意見のある方は、発言をお願いします。 |
| 委員 | 資料には、市内に居住し、かつ、市内企業に就業した場合とありますが、いずれか一方だけではいけませんか。市内に住みつつ、市外の企業に就職した場合は対象になりませんか。 |
| 教育総務課長 | 市内に本社がある企業の市外の営業所等で勤務する場合にはどうするかと |

| | |
|--------|---|
| | いったこともあり、就業する企業に関しては、協議したい論点の1つです。 |
| 委員 | 市内に居住かつ市内に就職という資料と、市内に居住又は市内に就職という資料とが混在していますが、どちらが正しいですか。 |
| 教育総務課長 | どちらが正しいというものではなく、まち・ひと・しごと創生総合戦略では「かつ」と掲載しているものの、先ほどの勤務地の問題も含めて、定住と位置付けるための条件をどうするかについてが、協議の論点です。 |
| 教育部長 | 市の奨学金を利用した者だけの減額制度とする場合、奨学金を利用した一部の者が無利子という恩恵を受けた上に、定住した更に一部の者だけが更なる恩恵を受けることになり、このような制度設計が市民の理解を得られるかという心配があります。それよりは、対象を市の奨学金に限定せず、定住することの恩恵を受ける対象者が広がるような制度にした方が良いのではないかという考えもあります。 |
| 委員 | 市の奨学金を利用し、市内に居住し、かつ、市内で就職するとなれば、本当に一握りの者だけになってしまいますね。 |
| 教育部長 | 具体的な減額等の金額はまだ決まっていますが、限られた財源の中で多くの者を対象とすると1件当たりの恩恵は小さくなり、恩恵が小さいということは、定住する動機付けが弱くなってしまいます。 一方、1件当たりの恩恵を大きくすると、対象者を少なくせざるを得ません。そのバランスが難しいところであり、その対象者を絞る条件をどのように設定するかが協議の論点になります。 |
| 委員 | 「又は」の場合には、高松市で生活しながら、さぬき市の企業の就職した場合にも対象となります。さぬき市での定住という観点からすると、さぬき市に住み、例えばそのまま結婚し、子育てに頑張るという者を支援し、更に市内で働く者には更なる恩恵が受けられるという制度が良いのではないかと思います。 また、要件を厳しくすると、市内に居住しても、市内で就職できなかった場合には対象にならなくなり、この制度の恩恵を受ける者はほとんどいなくなると思います。 |
| 委員 | 住むだけでも一定の納税はあると思います。 |
| 教育部長 | まずは、市内に居住することが第1の条件ということですね。 市内企業への就業に関しては、企業と学生等とのマッチングがなかなかうまくいかない企業もあるようで、できるだけ優秀な人材にさぬき市の企業に就職してもらおうという狙いが「かつ」の中には込められているところですが、その市内就職を条件に加えるか否かも含めて協議の対象となると考えています。 |
| 委員 | 市内で就職とあるのは、例えば、スーパーのパート職員は要件を満たすことになりますか。市内の企業に就職するということは、市の税収に貢献するということですか。 |
| 教育部長 | 市内に居住することのみを条件とするのか、住むだけでなく、働いて納税してもらうことも条件とするのかなど、いくつかの条件が考えられますが、そのどこで線引きをすればよいでしょうか。 |
| 委員 | 2段階という条件設定はどうですか。例えば、市内に居住すればここまで、更 |

| | |
|--------|---|
| | <p>に市内で就職すれば上乗せの恩恵が受けられるというような仕組みも良いと思います。就職については、途中で離職することもあり、その場合に、恩恵が全て受けられなくなるのではなく、引き続き居住していれば、その居住している分だけの恩恵が受けられる仕組みが良いと思います。</p> |
| 委員 | <p>市に対する貢献度に応じて、受けることのできる恩恵を変えるのも良いと思います。</p> |
| 教育総務課長 | <p>資料に、居住だけの場合と、更に市内で就職した場合に助成額が増額するという常陸太田市の例があります。</p> |
| 委員 | <p>資料中の「夫婦で居住すれば返還を全額免除する」という福井県大野市の例は、面白い発想だと思いました。</p> |
| 教育部長 | <p>もう一方の視点として、さぬき市での居住実績のない者が、新たにさぬき市に居住し、働くなど生活を始めるという者を呼び込むことの方をより手厚くしてもよいのではないかと考えます。</p> |
| 委員 | <p>居住かつ就業の場合には半額又は免除とし、いずれか一方の場合は4分の1という、先ほども話題に出た段階的な恩恵の仕組みも良いのではないかと思います。</p> |
| 委員 | <p>そうすると、1人当たりのメリットが少なくなってしまうということになってしまいます。</p> |
| 教育部長 | <p>どれくらいの金額であれば定住の動機付けになり得るかということが、次の論点になるかと思います。</p> |
| 委員 | <p>市の財政の視点から極端な話をすると、例えば、所得の高い者が定住し、その者が減額又は給付額を超える多額の納税をしてくれれば、市にとってお得な制度になり得ます。少なくとも、この制度により定住した者の納税額と補助する額がプラスマイナスゼロであれば、制度として成り立つと考えられると思います。</p> |
| 委員 | <p>さぬき市に居住するタイミングに関し、1年以内とするか、6か月以内とするか、新卒者に限るといった条件についても、この協議の中で議論するのですか。</p> |
| 教育総務課長 | <p>そのことも検討課題の1つになると思います。</p> |
| 教育総務課長 | <p>ここで、これまでの議論を確認したいと思います。</p> <p>この制度を利用することで得られる恩恵は、その条件である「居住」と「就業」を別々に扱い、これらを基にしたいくつかの条件を満たすごとに、恩恵も増していくという仕組みが望ましいとします。その上で、「市内での居住」を第1の条件としつつ、例えば「市内企業での就業」や「配偶者とともに居住」といった更なる条件をも満たせば、追加の恩恵が受けられるという、ある程度、間口を広げながら、更に追加の恩恵を受けるためには、それなりに条件を満たす必要があります。利用者自身がその条件と恩恵のバランスを選択することができる制度設計を目指すべきという方向性としてします。</p> |
| 教育長 | <p>私が高校時代に利用した特別奨学金は、当初から返還が貸付けの半額であるものでした。大学では、教員養成大学であったので、公立学校の教員に25年以上勤務すれば全額免除という制度でした。段階的に少しずつの恩恵というのもよいですが、1つの条件で大きな恩恵が得られるというはっきりした制度も市民に</p> |

| | |
|--------|--|
| | とって魅力があるという視点も必要だと思います。 |
| 教育部長 | 対象者に関しては、卒業後に結果として市内に居住等をした者を対象にするのか、申込時点で卒業後に居住等をする意思表示をした上で貸付けを受けるものとするのかという選択についても議論する必要があります。 |
| 委員 | 申込時点であらかじめ意思表示してもらう方が、制度の存在を周知するのにも便利であるし、就職活動をする際のさぬき市を選択する動機付けの効果も高くなると思います。 |
| 教育部長 | 参考になるかどうか分かりませんが、さぬき市民病院では、助産師養成施設に入学する者に対し、資格を取得し、卒業した後にさぬき市民病院で勤務することを条件に、毎月10万円ずつを2年間貸し付け、助産師として市民病院に勤務した期間が10年を経過すると、貸付金の全額を免除するという奨学金があります。これは、助産師が不足し、市民病院での出産数が制限されていたことに対し、1人の助産師を雇うだけで、費やした額以上の十分な効果が得られるということによるものでした。 |
| 委員 | 市内の企業の中に、その企業に就職すれば奨学金を免除するという制度を持っているところはあるでしょうか。 |
| 教育部長 | 香川県には、県と県内企業とがタイアップし、当該企業に就職した場合に、それぞれから拠出した基金により、その就職した者の日本学生支援機構の奨学金の返還金を補助するという制度があります。これは、特定分野の業種への就業が条件とされています。 |
| 教育総務課長 | これまでは、県外に転出した者が戻ってくる場合を想定とした議論でしたが、そもそも市内に居住しながら進学した者が、引き続き市内に居住し続ける場合を対象とするかどうかについては、どのように考えますか。 |
| 委員 | 対象とすべきと思います。 |
| 教育総務課長 | 定住とみなす期間については、どのように考えますか。 |
| 教育長 | 一定の期間、返還を猶予し、その期間を経過すると返還しなくてよいか、返還するとしても少額で済むような仕組みが良いと思います。例えば、25年間という条件において24年で該当しなくなった場合に、そこから全額を返還していくというものは、避けた方が良いのではないかと思います。 |
| 委員 | 最大返還期間が12年であれば、12年間は返還を猶予し、例えば半額免除であれば12年が経過すれば残りの半額を返還してもらい、全額免除であれば12年が経過すれば全て免除するものとし、仮に10年で転出するなど要件を失った場合には、残りの年数分を全額返還させるのが良いのではないかと思います。 |
| 委員 | 減額するのであれば、最大返還期間が12年の場合、12年を経過せずに転出したときは、転出した時点で遡って減額を無効にするのが良いと思います。 |
| 教育部長 | そうする場合には、申込みをする段階で、「〇年定住しなければ、転出した時点で一括返還になる」という条件を付けておく必要があります。 |
| 委員 | 厳しいようですが、要件を満たさなくなった者にも何らかの恩恵が残るような仕組みだと、計画的に転出する者が現れるおそれがあり、それを防ぐ必要があるのではないかと思います。 |

| | |
|--|---|
| 教育総務課長 | 転出の原因など要件を満たさなくなった理由については、どのように考えますか。 |
| 委員 | 理由は問わなくてよいと思います。そうすると、将来的に結婚などによりさぬき市に居住しない可能性を感じ、最初から諦めて、この制度を利用しない者が現れるかもしれず、定住することに確信を持つ者しか利用できないということになりますが、それは仕方がないことだと思います。 |
| 委員 | 理由が結婚の場合、そもそも結婚しない若者が増えている中、この制度による減免を受けるために結婚を諦める者が現れかねないと思います。結婚については、何らかの恩恵が残るようであってもよいのではないかと思います。 |
| 教育長 | このことについては、引き続き協議を続けるものとし、本日の議論を基にしたがらもう少し具体的な形のを次回までに作成したいと思います。 |
| 資料説明 | |
| 教育長 | ここで、資料説明を行います。順に、担当課から説明させます。 |
| (1) 要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について | |
| 学校教育課長 | 1月31日現在の要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について報告した。 |
| (2) 区域外就学等について | |
| 学校教育課長 幼保連携推進室長 | 平成29年度就学予定者に係る区域外就学等について報告した。 |
| (3) さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部改正について | |
| 幼保連携推進室長 | さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部改正について説明した。 |
| | 保護者の負担減に伴う財源充当について質問があり、国の交付税措置となる旨の回答があった。 |
| (4) 神前小学校・石田小学校跡地利活用に係る地元要望について | |
| 学校再編対策室長 | 平成29年1月23日に受理した神前小学校・石田小学校跡地利活用に係る地元要望について報告した。 |
| 教育長 | それでは、非公開審議に移ります。 |
| 日程第7 議案第36号 平成29年さぬき市議会第1回定例会に提案する教育委員会関係予算議案(平成29年度さぬき市一般会計予算)の意見について | |
| | ・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。 |

| | |
|--|--|
| 日程第8 議案第37号 平成29年さぬき市議会第1回定例会に提案する教育委員会関係条例改正議案の意見について | |
| | ・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。 |
| 教育長 | それでは、非公開を解きます。 |
| ○ 次回教育委員会定例会の日程について | |
| | 臨時会：平成29年3月9日(木)午後1時30分開会、 定例会：平成29年3月24日(金)午後1時30分開会で決定した。 |
| 8 閉 会 | |
| 教育長 | 以上で平成28年度さぬき市教育委員会第11回定例会を終わります。 |

さぬき市教育委員会会議規則第9条第2項の規定に基づき、署名します。

平成29年 月 日

さぬき市教育委員会
教 育 長

委 員